

## 北区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

平成 30 年 3 月 20 日	北区長決定
平成 31 年 4 月 1 日	一部改正
令和 2 年 3 月 31 日	一部改正
令和 3 年 4 月 1 日	一部改正
令和 4 年 4 月 1 日	一部改正

### (目的)

第 1 条 この交付要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成 30 年 3 月 8 日市長決定。以下、「要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象)

第 2 条 要綱別表第 2 に定める事業については、別表 1 の基準により助成するものとする。

2 要綱別表第 9 に定める事業については、別表 2 の基準により助成するものとする。

### (その他)

第 3 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 北区ふれあいのまちづくり助成実施要領（平成 17 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

### 附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1)

助成対象活動	助成対象条件	助成内容
情報発信事業	協議会が実施する福祉活動等の広報・啓発を目的とした広報紙の発行、ホームページの更新・改修であること。	広報紙 1回5,000円 年30,000円以内 ホームページの更新・改修 1協議会年1回限り 10,000円以内
子育て支援事業	子育て見守り活動・子育て講演会・研修会等の開催等地域での子育て支援を目的とした事業であること	1回5,000円 年50,000円以内 (※大規模事業については年1回限り50,000円以内)
世代間交流事業	世代間の交流を目的とした事業であること	1協議会年1回限り 30,000円以内
中学生の地域参加支援 (「トライやる・ウィーク」 との連携)	「トライやる・ウィーク」期間中に中学生が自主的に企画・実施する福祉・交流事業であること。	3,000円/人・日 年30,000円以内

(別表2)

助成対象活動	助成対象条件	助成内容
地域による児童の健全育成事業	児童の安全・安心、健全育成に繋がる事業のうち、学校や地域の各種団体が連携した事業であること(地域の夏祭りなど交流のみを目的とした事業は対象外)。	1協議会につき年1回限り 50,000円以内
地域間交流事業	地域の特性を活かし、異なる地域・協議会間の交流や情報交換などの事業のうち、地域の活性化や人材育成に繋がる事業であること。	1協議会につき年1回限り 30,000円以内
地域の課題改善事業	地域で抱える様々な課題を解決するための事業であること(地域の夏祭りなどの定例的事業や他の助成制度で当該年度に実現できる見込みの事業は対象外)。	1協議会につき年1回限り 30,000円以内
地域福祉促進事業	上記の基準によらない事業で、地域コミュニティの形成・向上に資する事業	原則として1協議会につき年1事業限り 30,000円以内
DX(デジタルトランスフォーメーション)推進事業	地域福祉センターのWi-Fi環境を活かして行われる事業であること。	1協議会につき年50,000円以内